

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発!

月刊 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

2000. 6. 20 No. 5152

「明確に職業紹介事業にあたる」(労働省) 「シニア協定」は職安法違反

動労千葉はこの間、JR東日本の「シニア制度」について、弁護士との検討を行い、違法制度である疑いが高いとの判断にたつて、労働省への照会・問い合わせを行ってきたが、その結果、「シニア制度」は、職業安定法違反の違法制度であることが明らかになった。

職業安定法では?

職業安定法では、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」を「職業紹介」と定義し、職業紹介事業について、次のとおり様々な制限を設けている。

第五条の六 職業紹介事業者は、求職の申し込みはすべて受理しなければならない。

第三条 無料の職業紹介を行う者とする者は、……労働大臣の許可を受けなければならない。

第三条② 労働大臣が前項の許可をするには、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

第四八条の四① 職業紹介事業者がこの法律の規定に違反する事実がある場合は、……当該募集に応じた労働者は、労働大臣にその事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

第四八条の四② 労働大臣は、前項による申告があつたときは、必要な調査を行い、その申告の内容及が事実であるときは、この法律に基づき措置その他必要な措置を執らなければならない。

以上の条文を見れば明らかとなり、「シニア制度」は、明らかに、職業安定法上の「無料の職業紹介事業」にあたるものだ。そして、企業などが職業紹介事業を営む場合は、株主総会で定款を変更し、労働大臣の許可を受けなければならないことになっている。言うまでもなくJR東日本は、職業紹介事業を営むような定款を定めてはいないし、労働大臣の許可も受けていない。

しかも、「求人者の申し込みはすべて受理しなければならない」が、職業紹介事業を行う場合の大前提であり、「労働協約を締結しなければシニア制度は適用されない」とか、「採用試験は、二回までに制限する」等は、すべて違法行為だということになるのだ。

労働省職安局の見解

この点に関する労働省職業安定局の見解は次のとおりである。

組合 JR東日本の「再雇用の機会提供」という制度ですが、これは、職業安定法で定められている職業紹介制度にあたるものと考えていいのでしょうか。

労働省 これは明確に職業紹介事業にあたります。このようなもので職業紹介事業にあたらないことがあるのは、再雇用のあつた旋が一時的な場合だけです。

組合 そうすると今回のような制度が一定継続的に実施されるとすれば、職業紹介事業にあたるわけですね。

労働省 そうです。

組合 そうすると、今回のような制度は、労働大臣の許可をうけなければ実施できないということですね。労働省、そうです。大臣の許可だけでなく、会社の定款なども変更してもらわなければならないですね。

組合 シニア協約を締結しなければ再雇用の機会を提供しないというの、法第五条の「求職の申し込みはすべて受理しなければならない」に違反するのではないのでしょうか。

労働省 労働協約を締結しているかどうかで求職の申し込みを限定することは問題がでくると思います。

組合 求職の申し込みを二回までに限定していることはどうでしょうか。

労働省 それも問題がでてくると思います。

以上のとおり、労働省職業安定局の見解は明快である。「シニア制度」の根幹に係わる問題で、労働省は、法に抵

触するとの見解を示しているのだ。

「確認させてもらいたい」(JR東日本)

一方JR東日本は、この間「公共職業安定所に問い合わせ、職業照会事業にあたらな」との見解を聞いていた。

動労総連合は、この点について6月13日の本社交渉で追及したが、会社の回答は、「職業紹介にあたる」とやっかいだと思ひ、渋谷の職業紹介所に問い合わせた。時期は、組合への提案前に、提案の内容を「だいたいこういう中身ですが」ということで聞いた。「(労働省の見解については)今日からはじめてうかがった。この場でどうと言うことはできない。確認させてもらいたい」というものであった。すでに希望把握のための面談まで始まっている段階に至つて、このように団交で回答ができなくなることも体異常なことだ。

東労組の犯罪性!

また、こうしたことを全く問題にせず、会社提案を唯々諾々と受け入れ、「すばらしい制度だ」と宣伝して回る東労組の犯罪性もますますあらわになったというのだ。「シニア制度の効力は、「覚書き」が前提だ」などという、差別・選別の煽りたてが何ひとつ根拠のないものであるのは言うまでもないことだが、それどころか、労働省ですら、制度そのものが違法だと指摘しているのだ。JR東労組はこの事態を一体いかに説明するのか。

違法協定を許すな! 定年延長と高齢者が働きつづけることのできる労働条件を確立しよう。

大失業と戦争の時代に通用する新しい世代の動労千葉を創りあげよう!